

令和5年度 新宿区耐震診断ステップアップ研修 質疑応答

■開催概要

日時：令和6年1月18日（木） 午後2時～4時30分

会場：新宿区役所 本庁舎5階「大会議室」

■質疑応答

	質問	回答
1	<p>枠組壁工法の耐震診断について</p> <p>(1) 耐力壁線以外の内壁石膏ボード(基礎あり)も算入していいか。</p> <p>(2) 2×6、2×8などは2×4に準拠するとして計算可能か。</p>	<p>(1) 柱と横架材間にある壁は算入してもよい。最終的に設計者の判断となるが、不確定要素がある場合は、安全側をみて算入しない方がよいと思われる。</p> <p>(2) 2×4のみが計算での検討が可能であり、それ以外は計算できません。認定工法の可能性があるのご確認ください。</p>
2	<p>窯業系サイディングの耐力算入について</p> <p>鎧張り(幅20cm程度のサイディングを1枚ずつ重ね貼りしてあるような施工)は耐力算入していいか。基準本の一般診断法ではサイディング幅の指定はなく、「窯業系サイディング張り1.7」という記載しかない。</p>	<p>耐力算入は可能です。算入する際は、要領書に基づき施工されているか、留め具等が錆びていないか等の確認が必要です。</p>
3	<p>階高の高い壁の補強方法について</p> <p>農家の壁(柱120角、高さ12尺、間口3尺)の補強方法についてアドバイスをお願いしたい。</p>	<p>軸組の変形が抑えられることを考慮し、合板等の面材補強をおすすめします。設計者の判断により、筋交い補強も可能です。</p> <p>筋交いが設置される架構の幅高比が3.5を超える場合は精密診断法1(指針編P-66)を参考に筋交いの耐力低減が必要になります。また、階高が大きい場合は、必要耐力の増加や引抜力が增大しますので、階高の増加割合に応じて、上部構造評点に余裕を持たせる必要があると思います。</p>
4	<p>水平構面の補強について</p> <p>2階がセットバックしている建物の下屋部分の補強は有効か。</p>	<p>2階に生じる地震力を1階に伝えるために、下屋部分の水平構面の補強は有効です。</p>

5	<p>I型基礎の既存利用について</p> <p>木造2階建ての基礎において、既存外周部基礎がフーチングのないI型基礎の場合、そのまま利用可能か。</p>	<p>I型基礎であっても利用可能です。ただし、上部構造の補強により、基礎の耐力強度が変わるため、既存I型基礎で支持が可能であるか、設計者において十分検討してください。</p>
6	<p>今後改正予定の建築基準法について</p> <p>現在の4号建築物の特例範囲が狭くなる。耐震補強工事により、木造2階建て住宅が大規模修繕、模様替えに該当し、確認申請が必要となる場合、補助金申請の構造審査が必要となるか。</p> <p>また、その場合も補助金の交付対象となるか。</p>	<p>耐震補強工事が大規模修繕、模様替えに該当し、確認申請が必要となった場合、補助金申請における構造審査の有無は、今後検討します。</p> <p>補助金交付対象建築物は引き続き対象となる予定です。</p>
6	<p>普通コンクリートブロック基礎の補強について</p> <p>基礎が軽量ブロック造の場合、補強により外部に補強をふかすことは可能か。</p>	<p>普通コンクリートブロックは基礎としての耐力を考慮できない。建物外周部に基礎を新設して壁芯が外周へ増加した場合、増築となるので、確認申請が必要となります。</p>